審査請求要否ガイドライン

平成27年6月15日 新 潟 大 学

国立大学法人新潟大学発明審査委員会が実施する特許出願の審査請求要否の審査は、下記のガイドラインにより行うものとする。

記

- 1 本学による特許出願の審査請求要否は、特許出願後、3年を経過する前に審査することとする。
- 2 特許出願の審査請求要否の判定は、下表の評価項目により審査するものとし、いずれかの評価項目が肯定的であるときには、審査請求することができる。

項番	評 価 項 目
1	外国特許出願の有無
2	技術移転契約の有無
3	競争的資金(科研費、A-STEP等)の助成期間内(採択内定含む)
4	実施中または実施予定の共同研究における特許化の必要性の有無 *
5	起業の有無
6	上記の2、4または5が2年以内に「有」となる見込みの有無(具体的計画又は交渉を
	開始している等)
7	その他特段の事情により大学において権利化が必要であると認めた場合

- *: 共同研究相手による特許化の要望があり、特許権を本学で保有することが適当であること
- 3 外国における特許出願についても当該外国において審査請求が必要であり、かつ評価項目のいずれかが肯定的な回答である場合には、日本国の特許出願と同等に扱うこととし、審査請求期限の前に審査することとする。ただし、本学において審査請求費用の負担が生じない場合には、審査請求要否の審査を要しない。
- 4 本学では審査請求しないと決定した以降の特許出願の手続きは行わないこととする。なお、 発明者等の希望に応じて、特許を受ける権利を発明者等に承継させることができる。
- 5 共同出願であり共同出願人が特許料等および事務手数料を全額負担し、かつ共同出願人が審査請求するときには、本学では特許出願の審査請求要否の審査を要しない。

附則

このガイドラインは、平成27年6月15日から実施する。